

# 臨時会の報告

損害賠償請求事件の和解を受諾し  
補正 1億1900万円を議決

8月27日、第4回臨時会を開き、約6時間に及ぶ議論を行いました。新興自動車株式会社から提訴された損害賠償請求事件の和解案の受諾と、和解金支出のための補正予算について、それぞれ審議。主な質疑の後採決が行われ、和解案については賛成27人、反対7人の賛成多数で可決。一般会計補正予算については、賛成25人、反対9人の賛成多数で可決しました。

今回の「損害賠償請求事件」は、「市政のあり方」並びに「高山市議会のあるべき姿」が問われる案件であり、議会改革の根幹に関わる重要な課題であるとの認識が示され、7月14日開催の議会改革等に関する特別委員会において、特に議論を深めることに決定しました。

本件については、係争中の事案であり、調査内容が知られることにより、市民の利益を害する恐れがありましたがので、7月16日、7月26日、8月17日の3回の特別委員会は「秘密会」として開催することにし、行政訴

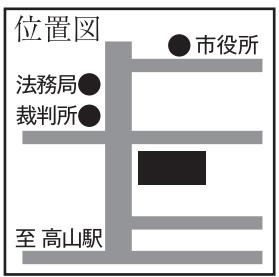
訟から民事訴訟への経緯や市の対応の確認、民事訴訟の争点の確認と市の責任の検証、議会の議決責任、市民への説明責任などについて、市長らに説明を求め重ねてきました。

また、8月25日には委員長・副委員長が、高山市顧問弁護士阪下六代氏に対して調査を行い、翌8月26日の特別委員会では、委員会を公開とし、調査結果の報告の後、さらに議論を行いました。

こうした経緯を経て、臨時会では約6時間に及ぶ質疑を行いました。

この間、市議会改革等に関する特別委員会において、特に議論を深めることに決定しました。

この間、市議会改革等に関する特別委員会において、特に議論を深めることに決定しました。



位置図

市役所

法務局

裁判所

至 高山駅

私の判断が適切でなかつた。その責任を重く受け止め、申し訳なく思つてゐる。

【問】市民への説明をどのようにしていくのか。

【答】議会で説明することが第一。その結果市民に説明をしていく。今日も市民に説明している。

内会長の同意書を添付する必要性はどこにも記載されていない。それでも町内会長の同意書を求めていたのは、これまでの慣例とされているが、法令上の根拠は?

【答】法定外公共物は昔から地域に親しまれた財産。地域の中で総括されている町内会長に尋ねるなどこれまでの方法が最も適していると判断した。

【問】和解案は9月中に議決すれば間に合うということ。市民に十分説明して、市民の意見を聞いてから議決をすることが市民参加の市政ではないのか。

【答】相手方が市内企業で真摯に受け止めるべきものであること、訴訟の相手方が市内企業であり早期の解決を図りたいこと、判決を求める場合のリスクなどを総合的に考慮し和解を受諾すべきと判断した。

【答】町内会長の同意を取り付けてという対応が適正であると思つていただが、裁判の結果において、もう少し吟味して行うべきでなかつたかという指摘。そのところが判断ミスと思っている。

【答】手続き上は9月議会最終日で間に合うが、相手方が8月中旬の和解を求めている。

【問】町内会長の同意書について当時県や国のやり方、必要とする根拠を調査して対応するべきではなかつたのか。

【答】県下の市町村のやり方については、調査したが、国については調査していない。

【問】和解案は9月中に議決すれば間に合うこと。市民に十分説明して、市民の意見を聞いてから議決をすることが市民参加の市政ではないのか。

## ◇和解に至るまで◇

- 18.12.5 高山市が許認可等拒否処分決定
- 18.12.20 新興自動車 岐阜地方裁判所へ提訴
- 19.10.11 判決言渡し 許可申請の拒否の決定を取り消す
- 19.10.25 臨時議会 控訴の提起について議決
- 19.10.26 高山市が名古屋高等裁判所へ控訴
- 20. 6.24 判決言渡し 控訴棄却
- 20.12.24 新興自動車 岐阜地方裁判所へ提訴 損害賠償を求める
- 22. 1.20 裁判所より和解案提示
- 22. 2.10 新興自動車 和解案を拒否
- 22. 5.21 裁判所より和解案提示
- 22. 7.14 特別委員会にて議員間討議
- 22. 7.16 特別委員会にて議員間討議
- 22. 7.26 特別委員会にて議員間討議
- 22. 8. 6 原告、被告、和解条項(案)について同意
- 22. 8.17 特別委員会にて議員間討議
- 22. 8.26 特別委員会にて議員間討議
- 22. 8.27 臨時議会 和解条項(案)と補正予算賛成多数で議決

※特別委員会は議会改革等に関する特別委員会です。